

# 廃棄物が地下にある土地の指定について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃棄物処理法といいます。）の規定により、市が指定する『過去に廃棄物の埋立地として使用していた土地（以下、最終処分場跡地等といいます。）』については、掘削等の行為を行うことが一部制限されています。

## 制度の概要

廃棄物処理法では、市長が指定する最終処分場跡地等の指定区域内で土地の形質の変更を行う場合、事前に市長に届け出なければならないことを行為者に義務付けています（詳細は裏面をご覧ください）。

## 目的

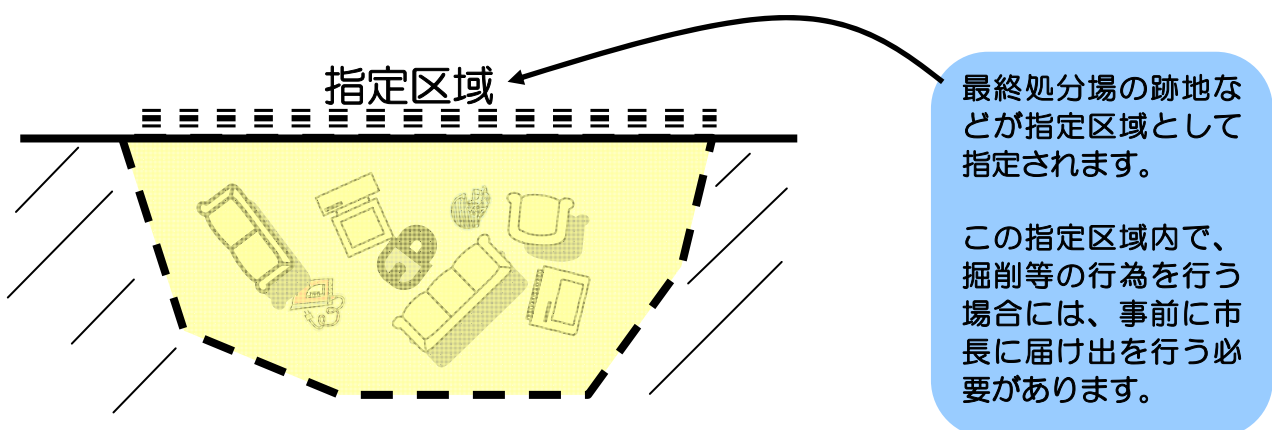
最終処分場跡地等で土地の形質の変更を行う場合、事前の調査や適切な施行管理を行わずに掘削等を行うと、地中に存在する廃棄物の分解に伴うガスの発生や掘り起こした廃棄物の飛散など予期せぬ事態が発生するおそれがあることから、周辺生活環境に重大な支障を及ぼすこと未然に防ぐため、このような制度が設けられています。

## 指定区域

過去に廃棄物の埋立地として使用していた土地であって廃棄物処理法の施行（昭和46年9月24日）以降に閉鎖・廃止した全ての最終処分場等や廃棄物の封じ込め等を行った不法投棄現場等が指定の対象となります。

指定に当たっては、必要な調査を行った上で指定区域を決定し、その土地の所在地を公示するとともに市ホームページへ掲載いたします。

また、指定区域を取りまとめた「指定区域台帳」を作成し、市産業廃棄物対策課窓口で閲覧できるようにします。



※裏面もご覧ください。

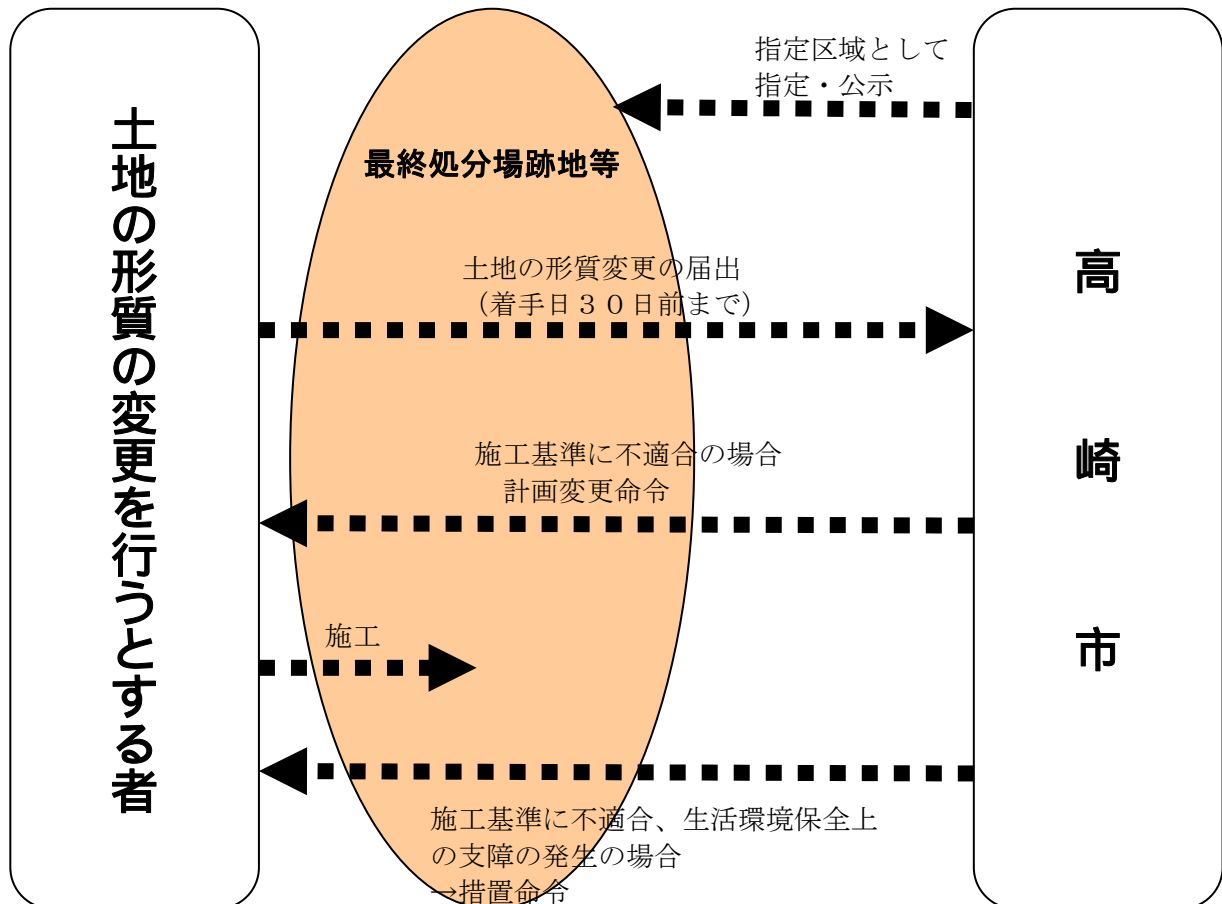
## 指定区域内で土地の形質の変更をする場合

指定区域内において、掘削、その他の土地の形質の変更（※）を行おうとする者は、当該土地の形質の変更について、事前に市長に届け出なければなりません。

また、次の事項について留意し適切な対応を図る必要があります。

- ①指定区域内で、土地の形質の変更をしようとする場合、その着手日の30日前までに、当該土地の形質の変更について市長に届出が必要となります（廃棄物処理法第15条の19第1項）。
- ②土地の形質の変更の届出があった場合、当該届出に係る土地の形質の変更の施行方法が一定の基準に適合しないと認めるときは、市長は、届出を受理した30日以内に、当該届出をした者に対し、施行方法に関する計画の変更を命ずることができます（廃棄物処理法第15条の19第4項）。

土地の形質の変更とは、土地の形状又は性質の変更のことであり、宅地造成、土地の掘削、工作物の設置、開墾等の行為が該当します。埋立地の設備を維持するために必要な範囲内で行う当該設備の修復又は点検等の通常の管理行為は事前の届出を行う必要はありません。



### 【問い合わせ先】

〒370-8501 高崎市高松町 35-1  
高崎市環境部産業廃棄物対策課 審査担当  
電話 027-321-1325 (直通)